

平成23年度「山科直治記念レジャー活動支援事業」助成金実施要綱

1 目的及び事業

当「財団法人 日本おもちゃ図書館財団」は、障害のある子どもがおもちゃによる遊びを通じて広がりある交流を可能とし、社会の一員として開かれることを目的として、本財団の創設者・山科直治氏の寄付を財源に設立されたものです。

当財団は、全国の「おもちゃの図書館」に対し、おもちゃの購入費等の助成を行うことを主たる事業としていますが、それに加えて、「おもちゃの図書館」の活動の充実・活性化、子どもの遊びが潤いのある、豊かなものとなることを目的として、「山科直治記念レジャー活動支援事業」を行います。

2 支援事業（助成事業）の実施主体

財団法人 日本おもちゃ図書館財団

3 本事業の協力団体

「おもちゃの図書館全国連絡会」

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-6-2 八重洲 1 丁目ビル 8 階

電話：03-3272-0072 Fax：03-5299-9011

4 助成の対象

助成の対象は、「下記（1）」の要件に該当する「おもちゃ図書館」が計画する、「下記（2）」の事業に要する総費用を対象として助成（全額又は、一部）を行います。

（1）助成対象となる「おもちゃの図書館」

「おもちゃの図書館全国連絡会」の会員で、次の条件を満たす「おもちゃ図書館」

- （ア）その「おもちゃ図書館」が、障害のある子どもを中心に利用され、広く地域に開放されているものであること。
- （イ）その「おもちゃ図書館」が、ボランティアを主体として運営されているものであること。
- （ウ）その「おもちゃ図書館」が、利用者が利用するときに無料であることが原則となっていること。

（2）助成対象事業

助成対象事業は、次の事業といたします。なお、申込事業は1館について1事業とします。

例：お楽しみ会（クリスマス会、誕生会等）、旅行・遠足（遊園地等）、観劇、スポーツ観戦、コンサート、料理教室、音楽教室、お絵描き教室、その他のレジャー活動。

尚、年間を通じての複数の活動（例えば「七夕祭とクリスマス会」等）の申請は助成対象となりません。

5 助成金の限度額

助成金は1団体（「おもちゃの図書館」）、10万円以内を限度とし、当該年度の助成箇所数は、概ね15箇所を予定しております。

6 申込みの方法（募集方法・今年度に限り）

①一次募集： 締切り 5月25日（必着）

②二次募集： 締切り 9月15日（必着） 主に被災地区

申込みは、**締切り日に必着**するよう別紙「助成金申込書」（A4）に必要事項を記入のうえ、（財）日本おもちゃ図書館財団 あて郵送にて提出して下さい。（FAXは不可）

7 選考の方法

- （1）提出された申込書は、本財団が委嘱している「山科直治記念レジャー活動支援事業選考委員会」において、その申請のあった「おもちゃ図書館」の活動状況等を勘案して審査選考したうえ、6月下旬に開催される理事会に諮り決定いたします。
- （2）助成金決定通知は、一次募集は6月下旬に、二次募集の助成金決定通知は11月中旬に文書で連絡いたします。

8 助成金交付の条件

この助成金の交付の決定には、次の条件が付されるものといたします。

- （1）この助成事業の実施期間は、一次募集は平成23年 助成金決定通知（6月下旬）の後から平成24年3月まで、二次募集は平成23年 助成金決定通知（11月中旬）の後から平成24年3月までとします。
- （2）この助成事業が完了したときは、速やかに、平成23年度「山科直治記念レジャー活動支援事業」助成金の「**事業実績報告書**」（決定後、別送）を財団に提出していただきます。
- （3）この助成事業の実施内容の変更、助成事業の中止、助成事業の年度内遂行が困難な場合には、速やかに財団に報告し承認を受けることといたします。
- （4）この助成事業に関して必要と認めるときは、当財団より報告を求めることがありますので、申込書、報告書のコピーを保存しておいてください。
- （5）この助成事業は、2年続けて同じ「おもちゃ図書館」への助成はいたしません。

9 連絡窓口／申込先

財団法人 日本おもちゃ図書館財団

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-6-2 八重洲一丁目ビル8階

日本おもちゃ図書館財団 事務所内 TEL 03-5299-9010

以上